## 学校適正配置を検討する上での7つの基本的な考え方

- ① 「学校規模適正化基本方針」に基づき、将来的にも適正な学校規模を確保するよう検討する。
  - ・小学校の適正規模 ⇒ 12 学級以上 24 学級以下
  - ・中学校の適正規模 ⇒ 9学級以上 18学級以下 (19学級以上 24学級以下も許容範囲とする。)
- ② 「学校規模適正化基本方針」に基づき、適正な通学距離の範囲となるよう検討する。
  - ・小学校の通学距離 ⇒ 2km以内を基本・3km以内を許容範囲
  - ・中学校の通学距離 ⇒ 3 km以内を基本・4 km以内を許容範囲
- ③ 児童・生徒数の将来推計と今後、見込まれる大規模な住宅開発の影響も考慮して検討を進める。
  - •[第2 中学校区] : 倉治8丁目地区(103戸)
  - [第3,4中学校区]:星田駅北区域(540戸)

※住宅戸数からはシニア向け共同住宅を除いている。

- ④ 学校施設の老朽化状況も勘案して検討を進める。
- ⑤ 小中一貫教育を進めるのにふさわしい新しい教育環境にも配慮する。
- ⑥ 地域のコミュニティにも配慮し、現在の中学校区を基本として検討する。
- ⑦ 一つの小学校からは、一つの中学校へ進学することを基本として検討する。